

人材紹介基本契約書

株式会社00000（以下甲という）と、株式会社タクト（有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-300462 以下乙という）は、人事コンサルティング業務に関し、以下の通り契約する。

記

（委託事項）

第1条 甲は乙に人材の探索、評価、選考、紹介に関するコンサルティング業務を委託し、甲の求人明細書と会社案内及び関係資料を乙に提供するものとする。

（活動事項）

第2条 乙は、前条のコンサルティング業務を遂行し、書面によって人材の情報を甲に提供するものとする。但し、乙が甲に人材の情報を提供する以前に、甲が第三者から同一人材の人材情報提供を受けていることが文書によって明らかな場合は、当該情報提供は第1条に定めるコンサルティング業務に該当しないものとする。

（報酬）

第3条 甲が乙の紹介した人材を採用した場合、甲は乙に対し、原則として甲が当該人材に入社初年度に給与として支払う理論年収の30%をコンサルティング報酬として支払うものとする。

理論年収＝（基本給＋各種手当※）×12＋定期賞与（前年実績に基づく甲の試算する金額）

※各種手当とは役職手当、職務手当、住宅手当、家族手当など固定的に支給される手当。

※年俸制の場合は年俸額を適用する。

（支払規定）

第4条 甲の乙への支払については、当該人材の入社月を請求月として、翌月末日に乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。尚、乙から甲への請求額には消費税を加算するものとする。

（返金規定）

第5条 採用者が、明らかに本人の責による解雇または自己都合により勤務開始後3ヶ月未満に退職した場合、乙は甲にその期間に応じ、第3条の定めにより支払われた報酬を下記の比率で返還するものとする。尚、上記以外の事由による退職の場合、本条項は適用されない。

a) 入社1ヶ月未満の場合 80%

b) 入社1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 50%

（中途解約）

第6条 甲が本契約を中途解約する場合は、乙に対する1ヶ月前の通知をもって足るものとする。

（解除・譲渡禁止）

第7条 甲は、乙が本契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、催告その他の手続きを要することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。尚、本項の規定は甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

a) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分があったとき。

b) 差押、仮差押、仮処分又は公租公課の停滞処分を受けたとき。

c) 破産、民事再生、会社整理、会社更生又は特別清算の申立てをなし、又はこれを受けたとき。

d) 手形、小切手の不渡り等、支払停止状態に至ったとき。

e) 財産状態若しくは信用状態が悪化し、又はその恐れがあるなど、契約の解除につき相当の事由が認められるとき。

f) 甲に対して背信行為をなしたとき。

2) 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約に基づく権利義務又は本契約上の地位につき、第三者に対して譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできない。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は、契約締結の日から満1ヶ年とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれか一方による解約の申し出がない限り、さらに1年間本契約を延長するものとし、以後も同様とする。

(機密保持)

第9条 本契約の有効期間はもとより契約終了後といえども、乙は甲より提供されて知り得た甲の営業上、経営上、人事上の情報を本契約に基づく業務遂行の目的以外には利用しないものとし、かつ第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとする。

2) 本契約の有効期間はもとより契約終了後2年間は、甲は乙より提供されて知り得た紹介人材に関する情報を本契約に基づく業務遂行の目的以外には利用しないものとし、かつ第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとする。

(協議)

第10条 本契約に定めない事項については、甲乙双方誠意をもって解決にあたるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を所持する。

年 月 日

(甲) 住 所:

社 名:

代表者:

印

(乙) 〒104-0045

東京都中央区築地 5-3-3 築地浜離宮ビル 6 階

株式会社タクト

代表取締役社長 今井 良

有料職業紹介事業 13-ユ-300462